

高齢者施設等物価高騰対策支援事業事業所向けQ A（令和6年11月6日版）

※手続きに関する設問については、現時点での予定です。変更する場合がありますのでご承知おきください。

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----------------------------|---|--|
| 1 補助事業について | | |
| 1 | 事業の目的は | 燃料・光熱費や食材費の上昇により高齢者施設・事業所等の運営に大きな影響が出ていることから、引き続き必要なサービスを安定して提供できるよう、市内の高齢者施設等に対し物価高騰対策として支援金を助成します。 |
| 2 | 対象施設・事業所 | 要綱及びHP参照 |
| 3 | 介護サービスと介護予防サービス又は総合事業の両方の指定を受けている場合は、どちらも対象になるのか | 介護サービスの種別のみ対象とします。 |
| 4 | 高齢介護サービスと障害福祉サービスの両方を提供している場合は、どちらも対象になるのか | どちらも対象となりますが、それぞれの申請手続きが必要です。障害サービスの申請手続きについては、関係部署のHP等をご確認ください。 |
| 5 | 同一建物で、いくつかの介護サービスの指定を受けているが、それぞれ対象となるのか | 例：1法人で特養・短期入所・通所介護の3つを運営している場合は、3つそれぞれ対象となります。なお、それぞれについての申請が必要です。 |
| 6 | 支援金額は | 要綱及びHP参照 |
| 7 | 支援金額に差があるのはどうしてか | 事業所の種類又は定員により原油価格・物価高騰の影響を受けている額を想定して算出しました。 |
| 8 | 支援金の対象経費は | 物価高騰対策支援金の対象経費は、事業所において負担する光熱費・燃料費及び食材費ほか、物価高騰の影響を受けた経費です。当該目的に使用してください。 |
| 9 | 支援金の対象経費※の領収書等は保存しておく必要があるのか ※事業所において負担する光熱費・燃料費及び食材費ほか、物価高騰の影響を受けた経費 | 翌年度から起算して5年間（令和11年度末まで）保管してください。本市が必要と判断する場合には提出いただく場合があります。 |
| 2 申請方法について | | |
| 10 | 申請（電子申請システム）の操作方法全般について教えてほしい。 | HP上に記載されている「電子申請入力マニュアル」を参考にしてください。 |
| 11 | 手続の流れを教えてください | ①事業所から申請書兼実績報告書及び請求書提出（電子申請）→②横浜市から決定通知書兼交付額確定通知（郵送）→③横浜市から支払い |
| 12 | 一法人で、複数の事業所・施設分を申請したいのだが、まとめて1回の申請にできないのか | できません。施設・事業所（サービス）ごとの申請、請求になります。 |
| 13 | 電子申請システムに登録しているパスワードを忘れてしまった場合どうすればいいのか | 電子申請システム内のパスワード再発行手続きをしてください。 |
| 14 | 申請した際の申請書をダウンロードする必要があるのか | データまたは紙で、翌年度から起算して5年間（令和11年度末まで）保管してください。 |
| 15 | 電子申請システムで申請後、誤りに気付いた場合、どうすればよいか。 （例）誤って同じ事業所を2回登録してしまった。入力誤り等があった。 | 横浜市高齢者施設等物価高騰対策支援事業事務局コールセンター TEL : 050-1752-8440 受付時間：平日 9:00～17:00 へお問い合わせください。 |
| 3 交付条件について | | |
| 16 | 交付の条件は | 横浜市内に所在していて、令和6年5月1日以前に本市の認可または指定等を受けて、申請日時点で現に運営している高齢者施設及び事業所 |
| 17 | 対象外となる施設・事業所は | ・指定管理者制度により運営している高齢者施設及び事業所のうち、横浜市老人福祉施設条例第1条に規定する老人福祉施設で、同条例第3条第1項及び2項に規定する事業を実施する高齢者施設及び事業所以外の高齢者施設及び事業所。 ・物価高騰の影響が利用者負担により解消されている高齢者施設及び事業所。 |
| 18 | 令和6年5月1日から申請日までの間に事業所譲渡をした場合は本事業の対象となるのか。（手続的には、事業所廃止と新規開設申請） | 当該事業所を令和6年5月1日から申請日まで切れ目なく運営する場合には本事業の対象とします。申請日時点での運営法人から申請いただきますが、その他必要書類はご相談ください。 |
| 19 | 事業所を開始していない状況や休止している状況をどのように判断するのか | 介護保険事業所については、介護給付費の請求情報で確認させていただきます。 ※事業所は、開設し運営していたが、当該月だけ個別事情で請求していなかった場合は、事業所を運営していることを証明できる客観的な資料を提出いただく場合があります。 |
| 20 | 事業所を休止する意思はないが、実質上、運営できていないような場合は、本事業の対象となるか | 介護給付の請求情報で事業所の運営を確認いたします。請求情報で確認できない場合は、事業所を運営していることを証明できる客観的な資料を提出いただく場合があります。 |
| 21 | 令和6年5月2日以降開設・運営した事業所は対象外か | 対象外です。月割りでの給付も想定していません。今回の支援金は、コロナ禍や物価高騰の影響を一定程度の期間受けている事業所を対象としており、また、今後もサービスの提供を予定いただく事業所を対象としています。 |
| 4 申請（請求）の際の添付書類について | | |
| 22 | 交付申請（請求）の際の添付書類は何が必要か | 振込先がわかる金融機関の口座の通帳等の写しが必要です。 また、次の添付書類を提出していただく場合があります。 （1）申請施設・事業所の指定通知書（写し）等、事業開設日がわかる書類 （2）申請日から直近の介護給付費等支払決定額通知書（写し）等、事業を運営していることがわかる書類 ※（1）、（2）については、本市の指示があった場合に提出ください。 |
| 23 | 振込先の記載された通帳等の写しはどのように添付すればいいのか | スキャナ（写真）で取り込んでいただきPDFファイルなどのデータとして添付してください。 「銀行名、支店名、口座種別・番号・名義人」が確認できるものをご用意ください。 |
| 5 請求について | | |
| 24 | お金はいつ頃、振り込まれるのか | 申請の受付順に審査を行い、審査が済み次第、交付決定通知をお送りします。その後、順次お支払いします。早めに御申請いただくようお願いいたします。 |
| 25 | 請求書に押印は必要か | 「口座名義人」と「請求者」が同一※の場合は、電子申請で手続きできますので、押印は不要です。 異なっている場合は、電子申請システムでの手続きに加え、横浜市物価高騰対策支援金交付請求書（様式第5号）と委任状の必要箇所に押印の上郵送してください。 ※例えば、請求者（振込先）の口座名に申請法人名が含まれている場合などは、支払の効果は当該の法人（債権者）に及ぶと認められますので、請求書（押印）、委任状の郵送は不要です。 【委任状不要の具体例】 債権者名：社会福祉法人 よこはま 理事長 馬車道一郎 口座名義人：フク）ヨコハマ バシャミチホーム シセツショウ ナカハマコ |
| 26 | 法人本部名で申請（請求）するが、支援金は、事業所・施設名義の口座に振り込んでもらうことは可能か | 手続は可能ですが、請求手続きは、電子申請システムでの手続きに加え、押印した請求書も郵送していただく場合があります。手続きに時間を要しますので、請求者と同一名義人の口座を指定いただくようご協力願います。 ※上記参照 |
| 6 その他 | | |
| 27 | 上記に記載の無い質問については、横浜市高齢者施設等物価高騰対策支援事業事務局コールセンター（050-1752-8440 受付時間：平日 9:00～17:00）へお願いします。 | |